

板倉町告示第62号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、平成26年第3回板倉町議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年9月5日

板倉町長 栗原 実

1. 日 時 平成26年9月9日
2. 場 所 板倉町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 2 名)

1 番	森 田 義 昭 君	2 番	今 村 好 市 君
3 番	荒 井 英 世 君	4 番	川 野 辺 達 也 君
5 番	延 山 宗 一 君	6 番	小 森 谷 幸 雄 君
7 番	黒 野 一 郎 君	8 番	市 川 初 江 さん
9 番	青 木 秀 夫 君	1 0 番	秋 山 豊 子 さん
1 1 番	荻 野 美 友 君	1 2 番	野 中 嘉 之 君

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成26年第3回板倉町議会定例会

議事日程（第1号）

平成26年9月9日（火）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 同意第 3号 板倉町教育委員会委員の任命について
日程第 4 同意第 4号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 5 報告第 5号 平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
日程第 6 承認第 3号 専決処分事項の承認について（平成26年度板倉町一般会計補正予算（第2号））
日程第 7 議案第25号 板倉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第 8 議案第26号 板倉町税条例等の一部改正について
日程第 9 議案第27号 板倉町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について
日程第10 議案第28号 東毛広域市町村圏振興整備組合理約の変更に関する協議について
日程第11 議案第29号 館林市外五町障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について
日程第12 議案第30号 町有財産の取得について
日程第13 議案第31号 工事請負契約の締結について
日程第14 議案第32号 平成26年度板倉町一般会計補正予算（第3号）について
日程第15 議案第33号 平成26年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
日程第16 議案第34号 平成26年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
日程第17 議案第35号 平成26年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第18 認定第 1号 平成25年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第19 認定第 2号 平成25年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第20 認定第 3号 平成25年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第21 認定第 4号 平成25年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第22 認定第 5号 平成25年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第23 認定第 6号 平成25年度板倉町水道事業会計決算認定について
日程第24 請願第 2号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願について
日程第25 請願第 3号 新聞への消費税軽減税率適用を求める請願について

○出席議員（12名）

1番	森田義昭君	2番	今村好市君
3番	荒井英世君	4番	川野辺達也君

5番	延山宗一君	6番	小森谷幸雄君
7番	黒野一郎君	8番	市川初江さん
9番	青木秀夫君	10番	秋山豊子さん
11番	荻野美友君	12番	野中嘉之君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	栗原実君
教育長	鈴木優君
総務課長	鈴木渡君
企画財政課長	小嶋栄君
戸籍税務課長	根岸一仁君
環境水道課長	荻野恭司君
福祉課長	小野田博基君
健康介護課長	落合均君
産業振興課長	橋本宏海君
都市建設課長	高瀬利之君
会計管理者	山口秀雄君
教育委員会 教育委員会事務局長	多田孝君
農業委員会 農業委員会事務局長	橋本宏海君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	根岸光男
庶務議事係長	伊藤泰年
行政安全係長兼 議会事務局書記	小林桂樹

開 会 （午前 9時00分）

○開会の宣告

○議長（野中嘉之君） おはようございます。

ただいまから告示第62号をもって招集されました平成26年第3回板倉町議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

○町長挨拶

○議長（野中嘉之君） 日程に入るに先立ち、町長より挨拶したい旨申し出がありますので、これを許します。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） おはようございます。本日、平成26年第3回の定例議会を招集させていただきましたが、議員各位には、毎度のことでございますが、非常にご多忙の中、ご出席を賜り、ありがとうございます。ご苦労さまであります。

まず、先日の広島市における豪雨による大規模な土砂災害、その後の礼文島の土砂災害等、全国各地で集中豪雨により被災された全ての皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

いずれも1時間100ミリ前後の経験したことのない豪雨ということで、地域を選ばない昨今の集中豪雨に、大河川に囲まれた我が町といたしましては、台風情報や雷雨あるいは大雨情報には最大限の注意を払わざるを得ない状況が続いておると言ってもよろしいかと思っております。担当課あるいは係員の緊張感はシーズン終わりまで続くと思っております。町としましては、既に秋の刈り入れのシーズンに入っているわけですが、幸いコシヒカリの収穫は順調に進み始めており、作柄は「やや良」との評価のようですので、また反面、価格面での心配があるような情報も入っておりますが、いずれにしましても、この先の天候は、まずは荒れないことを願うところでございます。

今年は全国的に例年より雨天が多かったため、露地野菜は依然として急騰しているようですが、ご承知かと思いますが、工業製品と違いまして、極端な不作、結果として品薄ということであり、その恩恵を受けている農家は100分の1程度と言われております。私自身もそう経験からして思っております。生産者も消費者も、中間業者も恩恵を受けない国民全体の、長雨あるいは雨天が多かったということは災害にも匹敵しようかと思っております。

さて、世界においては絶え間なくテロ、内乱、紛争が続いています。その主因は宗教、あるいは資源、貧困、差別、報復、そんなものの複雑に絡み合った連鎖と言われております。人類の歴史は争いの歴史とも言われますが、以前との違いは、地域・限定紛争であったものが、今や全て世界各国につながってくるという現実があるわけでありまして、そのことがグローバル化と言えましょうかと思っておりますが、我が国のことだけを考えましても、金さえ出せば済む時代ではなくなり、各国に対してどう貢献、協調していけるか、その上で経済優位性あるいはリーダー性を確保していけるかどうかということが最大のテーマとなってきたのはご存知のとおりだと思っております。

集団的自衛権、あるいはTPP、非常任理事国入りも確実視されているということも含めまして、あるいは昨今の50カ国に至る安倍外交、あるいはオリンピック招致等々、いろんな角度から見ますと、我が国のいわゆる経済優位性あるいはリーダー性、それから協調、貢献、そういったものの最大公約数で見ますときに、姿勢が鮮明になってきていると思っております。

このような中で先日発進いたしました第3次安倍内閣、官房、外交、通商、防衛、国土、財務の主要閣僚は、防衛につきましては政務官を登用したようではありますが、ほとんど変えず、さきの東日本大震災以降の国内問題の解決に新人を充てたという人事になっておるようであります。気の遠くなるような膨らみ続ける国の借金に対する財政再建、進まぬ震災復興、名ばかりの地方分権、中央との広がる格差に対する地方創生、少子高齢化による活力低下、人口減少問題に端を発する年金、医療、教育問題、そして何よりエネルギー・原子力再稼働問題等々、これからの年内に向けて難題解決に点灯し続けている黄信号に対しさらに力を入れるという意味での新人の投入は、うがった見方をすると、どれ一つとっても難題なので、できなくても新人の大臣だからという意味での口実が使えるという深読みも、新聞等を見るとあるようでございまして、したがって外交姿勢は強く堅持継続、国内問題は努力を表明した内閣と言えると思っております。

さらに、現在アベノミクスもほぼ腰折れ状態になりつつあるという経済評論が多くなってきておまして、日銀を強く促しての量的緩和による国債の増加で現在までの円安株高の推移こそありますが、輸出を促進し、輸出関連企業の利益で国内経済を牽引するはずが、肝心の輸出の伸び悩みに対し、輸入関連の落ち込み（不利益）がそれを上回っており、輸入物価の値上がりに連動した消費税も加わった消費者物価の上昇、すなわち実質国民所得が16カ月減少の一途をたどっている、したがって一般底辺の国民はどんどん苦しくなっているという状況が続いておるのも体感をされているところだと思っております。これから先、ぜひそういった大きな問題に対し慎重な判断を国に対し期待をするものでありますし、いずれにしても、当県からの小渕大臣の誕生に祝意を申し上げながらも、ともに難しいかじ取りの一端を握るわけでありますから、女性の立場から、安全で、意見の分かれる再稼働も含めた原発・エネルギー問題も含め、しっかりとした対応をお願いしたいと思うところであります。

町政についてであります。計画に沿っておおむね順調に進んでおると私自身は認識をしておりますが、特に今年度平成27年2月1日が町制施行60周年に当たることから、既に8月2日の板倉まつりをオープニング祭的位置づけとしながら、当日の記念式典の内容はもちろん、前後半年1年間の冠事業の計画、展開に力を注いでいるところであります。

庁舎建設事業につきましては、必要な法的手続を進めながら、用地取得の障害もクリアしつつ、用地買収活動も半年を経過するところまで参っております。もう一步のところまで参っております。年内の建設委員会立ち上げを視野に入れながら、その後の進め方に関する手順の検討案や人選案の作成等検討に入っております。適切な時期に委員会を立ち上げられればと思っております。

少子高齢化対策につきましては、子育て支援法に基づき必要な制度改正を踏まえつつ、アンケート等の結果も反映させたい方向で施策化を進めておまして、また同じく介護保険の改正により高齢者に対するサービスも、特に在宅介護の充実へ向けて検討に入っておるようであります。

小学生の減少対策につきましても、少人数学級のメリットを踏まえ、特認校制度導入を図りながら、最終的には統合も視野に入れながら、さまざまな課題に対して検討を開始いたしております。

新しい幼保連携についても、認定こども園等の調査研究を通し、それぞれ各園の方針や個性もあることから、希望に合わせて具体化を進めるための調整に入っているところであります。

60年間続いた行政区再編についても、戸数比較で約1対7、1戸当たりの行政経費比較で1対5の格差を踏まえ、子ども会育成会、PTA活動等への影響、消防団員やその他の役員確保、あるいは行政行事の展開等に影響が既に出始めておりまして、この先の活動の不活性化が強く懸念されることから、前区長会、現区長会を通して再編の必要性を認識していただき、長所短所、対応策、再編の規模、方法、時期等、自主的に検討を進めていただいております、町民の皆様にとって納得いくであろう原案が固まり次第、区民説明会を通し、具体的意見の交換、あるいは合意形成へと進んでいくスケジュールを計画いたしております。

産業政策についてですが、農商工いずれも地場産業としても経営全体は全国的な衰退の波には勝てず、厳しい状況が続いているというふうに認識しております。

農業につきましては、後継者問題も含め、新規就農者、新部門開設、これは主に6次産業化の方向性に対してですが、さらには農業法人化等々に対しては、国の制度の恩恵が、制度の強化、補助金の強化が年々増加の傾向にあり、町の対策とも相まって、新規就農、Uターン、Iターンは横ばいから微増になるのかなというような感じの傾向にあると見ております。

活性化対策におきましても、婚活事業や先進地モデル研修視察等々、予算計画に沿って推進しており、土地基盤整備事業も、農家負担の少ない制度、あるいは国に対しては農家についての負担をゼロという形で推進していただきたいということも含め申し入れ、あるいは新しい負担の少ない制度を取り入れて、現在進行中でございます。

商工業につきましても、店舗、事業所、後継者数ともに減少の歯車がとまっておらず、依然として近隣の郊外型大型店舗出店の影響を強く受けた傾向が続いており、当事者である商工会さんの努力もあるとは思いますが、結果として先ほど申し述べましたような減少をしているという分析をいたしております。このことを補うべく、もう10年来、あるいは20年来という表現でも適当であろうかと思いますが、企業商業施設誘致を推進しておりますが、商業施設誘致につきましては一進一退の状況が続いており、朗報を届けるに至っていない現状となっております。

住宅販売についても、4月からの消費税値上げによる駆け込み特需も各地において見られたと報道等も含め聞いておりましたが、本町におきましては、残念ながら特別な展開はなかったと伺っております。販売戦略の見直しや、協定を結んだヤマダ電機の考え方等、県企業局と話し合いを進めていますが、的確な回答がなかなか得られない状況でありまして、真剣にこれらも対応していかなくてはならないということで、常に大きな課題になっておる状況であります。

企業誘致につきましては、優遇措置も考えますと、町の財政規模にとってちょうどよいペースで進んでおります。また、この状況を維持できるペースで商談も入ってきていることから、引き続きミスマッチが起こらないよう注意を払っていきたいと思っております。

その他、一部事務組合関係で1市2町ごみ処理事業、3市5町水道企業団、1市4町消防組合本部建て替え関係については、それぞれ進捗程度の差はありますが、手順を踏まえ、順調に計画に沿って進んでおります。

厚生病院、看護学院の諸問題につきましては、それぞれマスコミ紙上を騒がす問題として地域内の住民の

注目になった経緯もありました。病院改築竣工に向けて建設は順調に進んでいますが、肝心の医師確保に当たっては、私も含めた正副管理者及び病院、県、地元医師会等の努力が明るい結果としてこれも報告できない状況に依然としてあるわけでありまして、その問題の深さ、あるいは厳しさをまざまざと実感をしているところではありますが、引き続き努力を続けるということで合意をいたしております。

このことに端を発し、看護学院のほうの経営問題まで波及した先般の問題もありましたが、構成町担当課長会議、正副管理者、厚生病院正副院長及び事務方、それから看護学院長、地元医師会役員、会長も含めた役員、県医務課あるいは地元の保健所長等5者、見ようによっては6者会議を先般開催し、病院全般に対する諸問題解決に向けた話し合いを行っている状況であります。したがって、今年度の看護学院に対する負担金も今議会で正式に決定をしていただく計画になっているものの、その経緯が大問題になったにもかかわらず、次年度各町負担金等も、あるいはその割合も含め決まっておらず、今後の話し合いの進展に注目をしておりますし、何とかしなければということでは私自身は発言を続けている状況でございます。

国道354号、北川辺バイパス、八間樋橋、生活道関連事業に対しては、ほぼ計画どおりに進行中であり、生活道についても、かつて指摘のあった次年度へのいわゆる繰り越し等、その要因は相続あるいはその他感情的な諸問題にてストップしている路線もあるわけではありますが、それらについても本年度3つほど解決をさせながら、いずれにしても一つ一つ解決をさせながら進めております。

学校のトイレ整備、あるいはB&Gの体育館の床の整備、その他水道の老朽化した制御盤の交換、機場のろ過機交換、あるいは資源化センターの破碎機の修理など、比較的大きな予算を伴うものも一応計画の範囲内で進んでおるようであります。

以上、大ざっぱな各事業の現時点での進捗状況及び私の所見を述べさせていただきました。

さて、今定例会で認定をお願いする平成25年度決算であります。この後、一般会計ほか5特別事業会計につきましても、過日監査委員さんに細部にわたって会計監査、事業監査をいただき、承認をいただいたものでございます。議員各位にも今議会を通して意見等いただけるものと思います。それらを一つ一つ大事にしながら、今年度残り半分の事業年度に生かしてまいりたく、さらには次年度の予算編成にも役立ててまいりたく思いますので、慎重審議をよろしくお願ひし、できれば全議案原案どおり可決いただきますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○諸般の報告

○議長（野中嘉之君） それでは、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付してありますので、ご了承願ひます。

次に、監査委員から例月監査の監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付してありますので、ご了承願ひます。

次に、教育委員会から平成25年度教育委員会点検評価報告書がお手元に配付してありますので、ご了承願ひます。

次に、今定例会に付議される案件は、町長提案の教育委員会委員の任命同意1件、固定資産評価審査委員会委員の選任同意1件、財政健全化法に基づく報告1件、専決処分事項の承認1件、条例の制定及び一部改

正議案 3 件、一部事務組合等の規約変更の議案 2 件、町有財産取得の議案 1 件、工事請負契約締結の議案 1 件、補正予算の議案 4 件、決算認定の議案 6 件であります。また、請願・陳情につきましては、お手元に配付の文書表のとおり、継続審査案件 1 件、新規の請願 2 件、議員配付のみの陳情 2 件が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

○会議録署名議員の指名

○議長（野中嘉之君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

6 番 小森谷 幸 雄 君

7 番 黒 野 一 郎 君

を指名いたします。

○会期の決定

○議長（野中嘉之君） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期については、8月22日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告願います。

委員長、秋山豊子さん。

[議会運営委員長（秋山豊子さん）登壇]

○議会運営委員長（秋山豊子さん） おはようございます。それでは、本定例会の会期及び議事日程についてご報告申し上げます。

本件については、8月22日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、会期については本日9月9日から25日までの17日間でございます。

会期の日程ですが、初日の本日は、同意第3号及び第4号について、提案者から提案理由の説明の後、質疑、討論は省略し、採決をいたします。次に、提案者から報告第5号についての報告を行います。続いて、承認第3号について、提案者から議案説明の後、審議決定をします。次に、議案第25号から議案第31号までについて、提案者から説明の後、各議案ごとに審議決定をいたします。続いて、補正予算関係の議案第32号から議案第35号までについて、本会議では提案者からの議案説明のみを行い、予算決算常任委員会へ付託し、審査します。なお、本日の本会議終了後、予算決算常任委員会を開催し、補正予算審議、委員会採決を行います。続いて、平成25年度各会計の認定第1号から認定第6号について、提案者から各議案の説明のみを行い、予算決算常任委員会へ付託し、審査をします。さらに、請願第2号及び請願第3号を所管の委員会に付託し、第1日目の議事日程を終了します。

第2日目の10日、第3日目の11日は、一般質問を行います。10日は4人、11日は3人の議員が行います。また、一般質問が終了した後、補正予算関係議案の委員長報告を行い、審議決定を行います。

第4日目の12日は、総務文教福祉常任委員会を開催し、付託された案件の審査及び所管事務調査を行います。

第5日目の13日から第7日目の15日までは休会とします。

第8日目の16日は、産業建設生活常任委員会を開催し、所管事務調査を行います。

第9日目の17日から第14日目の22日まで休会を挟みながら、予算決算常任委員会を開催し、平成25年度決算についてを事業別に細かく集中的に審議をします。なお、各課の決算審議終了後に、決算全体の総括質疑を行った後、委員会採決を行います。

第15日目の23日と第16日目の24日は休会といたします。

最終日の25日は、平成25年度決算関係議案の認定第1号から認定第6号について、予算決算常任委員長からの委員長報告の後、それぞれ審議決定を行います。次に、付託された案件について、所管の委員長報告を受けた後、審議決定をいたします。続いて、予算決算常任委員会による事務事業評価結果についての審査、調査及び研究結果について、委員長からの報告を行います。さらに、閉会中の継続調査及び審査について決定し、全日程を終了したいと思います。

以上で報告を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（野中嘉之君） お諮りいたします。

今定例会の会期及び議事日程について、ただいま委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認め、今定例会の会期は委員長報告のとおり、本日から25日までの17日間と決定いたしました。

○同意第3号 板倉町教育委員会委員の任命について

○議長（野中嘉之君） 日程第3、同意第3号 板倉町教育委員会委員の任命についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） それでは、早速ご審議をいただきたいと思ひます。

まずは、同意第3号 板倉町教育委員会委員の任命についてであります。本案は、板倉町教育委員会委員でありました小林信哉君が平成26年9月30日任期満了となり、今任期をもって退任されることによります後任者の人事でございます。

後任者につきましては、慎重に人選を行いました結果、氏名、宮内隆勝君、生年月日、昭和45年11月25日、住所、板倉町大字大高嶋乙320番地を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めらるるものであります。

宮内隆勝君は、地元少年野球クラブの会長を務め、また地区子ども会育成会の会長や町子ども会育成会の副会長を務めるなど、青少年の育成全般にわたり精通しており、さらに消防団の分団長も務めるなど地域活動にも積極的に取り組んでいる方でございます。以上申し上げたことから、その職務を立派に遂行していただけるものと考えております。

以上、説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

この件につきましては、以上の説明をもって課長の説明はございません。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略して採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認めます。

これより同意第3号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、同意第3号は原案のとおり同意されました。

○同意第4号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（野中嘉之君） 日程第4、同意第4号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 同じく同意の第4号であります。板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

本案は、固定資産評価審査委員会委員の3名のうち、北山圭一郎君が平成26年9月26日をもって任期満了となることに伴う再任の人事でございます。地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

北山圭一郎君は、人格は誠実で、地域におかれましても信望が厚く、農業委員や行政区長等の町の要職を務めるなど、町行政にも精通していることから、適任者として引き続き選任をしたいというふうに思っております。

以上、ご説明を申し上げましたが、この件につきましても補足の説明はありませんので、よろしくご審議をいただいた上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案についても、質疑、討論を省略して採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認めます。

これより同意第4号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、同意第4号は原案のとおり同意されました。

○報告第5号 平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（野中嘉之君） 日程第5、報告第5号 平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とし、町長より報告を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 続いて、報告の第5号であります。平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告であります。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりまして、平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものであります。

まず、健全化判断比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの比率となっております。

実質赤字比率は、福祉、教育、まちづくりなど、町の行政事務本体、すなわち一般会計における赤字の程度を示す指標でございます。本町におきましては、実質赤字ではないため、実質赤字比率は算定されないということでありまして。なお、早期健全化基準は15%、財政再生基準は20%となっております。

連結実質赤字比率は、町の全ての会計の黒字と赤字を合算し、赤字額が黒字額を上回る場合に、その程度を示す指標でございます。本町においては、全ての会計が実質赤字または資金不足ではないため、連結実質赤字比率は算定されないということがございます。なお、早期健全化基準は20%、財政再生基準は30%となっております。

実質公債費比率でございますが、町の一般会計等が負担する公債費及びこれに準ずる経費の大きさを示す指標であります。本町における実質公債費比率は7.5%でございます。なお、早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%となっております。

将来負担比率は、町が翌年度以降において負担することが確定している債務及び負担が見込まれる債務等の大きさを示す指標でございます。今回は、充当可能基金と元利償還金の普通交付税における基準財政需要額算入見込み額を合わせた充当可能財源等が町債残高などを主とした将来負担額を上回ることとなったため、将来負担比率は算定されません。なお、早期健全化基準は350%、財政再生基準はありません。

次に、資金不足比率であります。資金不足比率については、公営企業ごとの資金の不足額の大きさを示す指標でございます。公営企業会計ごとに算定することとなっております。本町では水道事業会計と下水道事業特別会計が該当となりますが、いずれも資金不足ではないため、資金不足比率は算定されません。なお、同じく早期健全化基準に相当する経営健全化基準は20%でございます。

これに関する監査委員の審査意見書は、お手持ちのとおりでございますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で報告第5号の報告を終わります。

○議長（野中嘉之君） 以上で報告第5号を終わります。

○承認第3号 専決処分事項の承認について（平成26年度板倉町一般会計補正予算
（第2号））

○議長（野中嘉之君） 日程第6、承認第3号 専決処分事項の承認についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 承認第3号であります。専決処分事項の承認についてということで、平成26年度板倉町一般会計補正予算（第2号）であります。

本補正予算につきましては、第2回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ160万円を追加し、歳入歳出予算の総額を57億1,888万5,000円とするものであります。

歳入につきましては、繰入金を160万円追加するものであります。

歳出につきましては、総務費を同じく160万円追加するものであります。

内容につきましては、既にご説明申し上げたと思っておりますが、町制施行60周年記念啓発事業としまして、板倉まつりや町民体育祭などの冠事業における参加者への配布品や啓発用広告物として懸垂幕やのぼり旗等の消耗品費の追加により、専決補正を平成26年7月22日付で実施いたしましたので、報告するものでございます。

以上、平成26年度の一般会計補正予算についてご報告申し上げましたが、細部につきましては担当課長よりご報告を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） それでは、承認第3号につきまして詳細説明をさせていただきます。

資料の6ページと7ページをお開きいただきたいと思います。歳入ですが、18款第2項3目ふるさとづくり事業基金繰入金としまして160万円の補正でございますが、これは今般の補正の財源としまして基金を繰り入れたものでございます。よろしく願いいたします。

続きまして、7ページでございますけれども、歳出でございますが、第2款1項15目ふるさとづくり費でございますが、先ほど町長からの説明があったとおり、町制施行60周年記念啓発事業としまして、消耗品等の経費を専決処分させていただきました。内容としましては、啓発品としまして懸垂幕、のぼり旗、公用車用マグネットシート、風船等を購入してございます。また、配布品としましては、クリアファイル、シール、缶バッジ等の配布品を購入しているものでございます。啓発事業につきましては、全体の事業としましては392万円ですが、そのうち160万円を今回専決処分をさせていただきましたので、ここにご報告させていただきます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより承認第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより承認第3号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

○議案第25号 板倉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（野中嘉之君） 日程第7、議案第25号 板倉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第25号 板倉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてということであります。

本案につきましては、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、子ども・子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て支援新制度が創設されました。新制度では、国の基準、これは内閣府令であります。それを踏まえて、市町村が事業の運営について条例で基準を定めることと規定されたことに伴い制定するものであります。新制度が平成27年度の施行となることから、平成26年度中に条例の制定をする必要があるものでございます。

細部につきましては、担当課長よりご説明申し上げたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 小野田福祉課長。

〔福祉課長（小野田博基君）登壇〕

○福祉課長（小野田博基君） それでは、条例の制定につきまして、細部についてご説明を申し上げたいと思います。

本条例は、第1章から第3章までの構成となっております。第1章は第1条から第3条まで、第2章は4条から第36条まで、第3章は第37条から第52条までとなっております。

第1章につきましては、総則でございます。第1条で趣旨、第2条で定義、第3条で一般原則を定めております。

第2章は、特定教育・保育施設の運営に関する基準を定めております。第1節で利用定員に関する基準、第2節で運営に関する基準、第3節で特定施設型給付費に関する基準を定めております。

第3章は、特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めております。第1節で利用定員に関する基準、

第2節で運営に関する基準、第3節で特定地域型保育給付費に関する基準を定めております。

以上で説明にかえさせていただきますけれども、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより議案第25号について質疑を行います。質疑ありませんか。

青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） この前、これは議員協議会で説明をされたわけですがけれども、今日は余りにも簡単で、全然これはわからない。この前ちょっと説明を受けて理解できなかったところがあるので、ちょっと今日、もう一回確認したいのですけれども、先日説明を受けたときに、定員が19名までの施設とか、5名までの施設とか、1名というような施設もありましたけれども、あれは認定こども園のケースなのですか。それと、19名までとか、5名までとかという、そういう施設を設置する場合には、設置の申請者というのは、やはり資格としては社会福祉法人とか、そういったものでないと設置できないのかとか、あるいは5名とか、そういう基準の場合の、設置基準の要件というのですか、そんなものとか、あとは運営する場合のスタッフの要件とか、そういったものをもうちょっと詳しく、確認したいのですけれども。板倉町では余り関係ないような事例かもしれないのですけれども、都会なんかではこれからそういうのがいっぱい出てくるのでしょうか、5名とか19名までとかという件について念のため伺いたいのですけれども。

○議長（野中嘉之君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） 説明のほうは本当に簡単で申しわけなかったと思いますけれども、議員協議会のほうで説明してあったものですからということで説明は簡単にとしまして、簡単にさせていただきました。

青木議員さんおっしゃられている小規模関係ですね、この関係につきましては、本条例の第3章、これであるところの特定地域型保育事業、これに関係するものがその小規模関係になってきます。この特定地域型の保育の中には、4つの保育事業があります。その中で、まず家庭的保育事業というのがあって、これが1人から5人の園児を預かる。3歳以下を1人から5人を預かる。それと小規模型の保育事業というのが、6人から19人を預かる。これが小規模型です。居宅型保育事業というのがありまして、これは1対1で、なおかつ子供のうちに行き行って見るというような、そういう形になります。それと、もう一つが事業所内の保育事業、こういうものも認定をされることになりまして、事業所、例えばヤクルトさんなんかありますけれども、そういうところでもしお子さんを見る場合というのは、そういう形ができるということになってきます。

そのスタッフ的なものですが、これについては、園児1人当たりということで、ゼロ歳につきましては3人に1人とか、1歳については6人に1人とか、2歳については6人に1人とかという、そういう定数がありますので、そういうものとプラス1名とか、そういう形の中の保育士がそろえば、それで町に認定を、要は申請を出して認可されるというような形になってきております。

以上で説明にかえさせていただきます。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君）　そこまでの説明はわかるのですよ、この前と同じで。私が聞いたのは、設置を申請する資格者は、先ほど聞いたように社会福祉法人とか、そういったものでないかとか、あとは施設の設置要件というのか、給食調理場を設置しなければいけないとか、何を設置しなければいけないとかと、いろんな難しい基準があるのか、5名までとかというのを設置するのに。そういうときの何というのか、だから今言った設置の資格者と設置するための条件ですよ。それはどんな細かい規定があるのか。そこをさっきから伺っているのです。

○議長（野中嘉之君）　小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君）　もちろん細かい規定はございますので、ちょっと今資料的にそういう、園児1人当たりの平米数とか、そういうものもあるので、それは後ほどまとめて、わかりやすく整理したものでお答えをしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（野中嘉之君）　青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君）　細かく正確な数字は要らないのですけれども、例えば5名まででそれを設置するなんていう場合には、資格の要件ぐらいはわかるでしょう。民間の誰かがやりたいからと申請してそれが認可されるのか、あるいはどうかとか、今はみんな社会福祉法人とか、幼稚園なら学校法人とか、そういうような資格がないと大体運営できないのでしょう、まず前提が。今度5名までなんていっても、さっき言った企業内の保育所とか、そういう場合は、企業がやりたいと言えば簡単にそれは認可してくれるのかとか、あるいは個人の人が自宅を、空き部屋を使ってそういうのを、5名までの保育園を開設できるのかとか、そういうことぐらいわかっているのでしょう。

○議長（野中嘉之君）　小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君）　その辺の関係について、ガイドライン的なものを読むと、比較的多いのが、保育園とかがどこかを借りてやるとか、だから法人系ですね、そういうのが多くなってくるのかなというふうな形で、給食なんかについてもその法人の保育園のほうから持ってきてオーケーですよというようなことはあると思います。

それと、申しわけございません、個人がというところでの確な答えがこの場ではっきりと言えないというところもございませぬので、その辺について、先ほど申し上げました人数、保育士の数とか、給食の関係とか、そういうものも含めた中で、あと施設の面積ですね、園児1人当たり何平米とかというのを一覧表にしたもので、後でご報告申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（野中嘉之君）　青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君）　課長が権限持っているわけではないから正確なことは言えないのでしょうけれども、やはり設置基準が厳しいと、こういうものは幾らつくったって、現実にはできないわけですよ。5名までの小さな規模でこういう条件、こういう条件とやったら、現実にはそういうのは実現できないわけですよ。恐らくこういうものは大都会なんかを想定してつくっているのでしょうけれども、その辺のことはまだ具体的にわからないのですか、詳細な。非常に基準を緩くして簡単に、無認可保育園というのですか、ああいったよ

うな感じで、非常に条件を緩くしてできるとか、そういうことは、無認可保育園をもうちょっと緩くしたというような感じと違うのですか、これ。

○議長（野中嘉之君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） 青木議員さんいろいろご理解した上での質問だと思うのですが、やはり国のほうで、今待機児童というのが、ほとんどがゼロから2歳、要は3歳未満、そこが待機というのは、先ほど申し上げました園児1人当たりに対する保育士の数が全然違ってきますので、5歳児になると30人に1人つけばいいというような基準、そういった中でいっていると、どうしてもゼロ歳、1歳、2歳、この辺が3人に1人あるいは6人に1人ということになってきますので、全然その比率が違ってくるといようなところで、保育園のほうで定員が、要は待機になってしまうというようなことを鑑みましてこの制度ができておりますので、当然青木議員さんが思っているように、それをしゃくし定規にまたやってしまうと、その辺が厳しくなってくるというようなところも踏まえ、こういう制度が出てきているのだというふうに認識しております。

それで、最終的にはこれは認可をするかしないかというのは町の判断に今度なってきますので、その辺につきましては、要するに法人であるか、あるいはというようなところをもう一回確認はしますけれども、その辺、今までとは違った中で、そういう面積等、保育士の数、そういうものがクリアされれば認可されていくというような感じで認識はしております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） よろしいでしょうか。

この件については、後ほど資料を提出してください。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第25号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

○議案第26号 板倉町税条例等の一部改正について

○議長（野中嘉之君） 日程第8、議案第26号 板倉町税条例等の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第26号であります。板倉町税条例等の一部改正についてということでありまして、本案につきましては、平成26年度税制の改正によりまして、地方税法等の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布されたことに伴う条例改正であります。

今般の税制改正では、税制抜本改革を着実に実施することを目的としております。その中で、地域間の税源の偏在性を是正し、地方公共団体間の財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率を引き下げ、引き下げた分を国税として地方法人税を創設し、その税収を地方交付税の原資とすることとしております。そのため、当町の法人住民税法人税割の税率を14.7%から12.1%に引き下げるものであります。

また、自動車取得税の税率が引き下げられたことに伴い、軽自動車税の車体課税を見直しすることとなりました。軽自動車の税率をおおよそ1.5倍に引き上げるとともに、グリーン化を進める観点から、13年を経過した軽4輪につきましては20%の重課を行うこととなっております。

さらに、固定資産税では、地域決定型地方税制特例措置、いわゆる「わがまち特例」の拡充が行われております。「わがまち特例」とは、これまで国が一律で定めていた償却資産の特例割合や期間を、市町村が独自に判断し、条例で決定できる仕組みであります。これまで当町におきましては、平成25年度に下水道除外施設の特例措置を導入しているところがございますが、今般の条例改正では、公共の危害防止のための施設または設備、浸水防止用設備、さらにはノンフロン製品について拡充を図るものであります。

以上、申し上げましたが、これは課長の説明はないということになっておりますが、以上の内容でございますので、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより議案第26号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第26号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。10時15分より再開いたします。

休 憩 （午前10時02分）

再 開 （午前10時15分）

○議長（野中嘉之君） 再開いたします。

○議案第27号 板倉町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について

○議長（野中嘉之君） 日程第9、議案第27号 板倉町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第27号であります。板倉町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正についてということであります。

本案につきましては、平成26年4月23日に公布された次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律において、「母子及び寡婦福祉法」の題名等の改正が行われ、平成26年10月1日から施行されるため、板倉町福祉医療費の支給に関する条例規定中の引用箇所の改正を行うものでございます。いわゆる上位法改正に伴う、主に文言の改正でございます。

以上、説明申し上げます、課長の説明はございませんが、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより議案第27号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第27号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

○議案第28号 東毛広域市町村圏振興整備組合規約の変更に関する協議について

○議長（野中嘉之君） 日程第10、議案第28号 東毛広域市町村圏振興整備組合規約の変更に関する協議についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第28号 東毛広域市町村圏振興整備組合規約の変更に関する協議についてであります。

本案につきましては、東毛広域市町村圏振興整備組合規約の変更をするに当たり、地方自治法第286条第1項の規定により、組合を組織する団体間において協議を行うこととなっておりますので、改めてお諮りをするものでございます。

規約変更の理由であります、組合の事業が縮小し、林間学校の運営のみと現在なっていることを踏まえ、

業務の効率性の観点から、今後の組合運営方法等について理事会等において検討してまいりました。その結果として、今後の林間学校にかかわる運営につきましては、任意の協議会へ移行し、あわせて一部事務組合を解散することといたしました。つきましては、組合を解散するに当たり、解散後の事務承継の必要が生じることから、地方自治法施行令第218条の2の規定により事務の承継にかかわる規定を追加するため、組合規約の一部改正を行うものであります。

また、施行日につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により、群馬県知事の認可のあった日からとするものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより議案第28号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第28号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

○議案第29号 館林市外五町障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について

○議長（野中嘉之君） 日程第11、議案第29号 館林市外五町障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第29号 館林市外五町障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についてであります。

本案は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、館林市外五町障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更するものでございます。

主な変更内容についてであります。 「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に名称が変更されたこと及び「障害程度区分」が「障害支援区分」に改正されたことによる変更でございます。

以上でございますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより議案第29号について質疑を行います。質疑ありませんか。

荒井英世君。

○3番（荒井英世君） 3番、荒井です。

今回の改正関係ですけれども、「障害程度区分」が「障害支援区分」に変わったということなのですが、先ほどの説明によりますと、法律名が変わったということで「程度」から「支援」ということなのですが、従来の例えば障害程度区分ですけれども、障害程度区分でやっていくと、要するに従来の方法ですよ、それでやっていくと、例えば障害者の実態を反映していないとか、そういう状況があると思うのです。その中で今回、障害支援という形で区分が出たわけですが、要するにどの辺が、例えば認定方法が変わったのか、その辺のちょっと説明を。

○議長（野中嘉之君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） この辺につきましては、大もとの法律の改正の中の文言の変更ということもございまして。そういった中で大もとの、自立支援法から総合支援法になったことに伴うものでございまして、大もとの関係から追っていきますと、要するに今までというのは程度をあらわして支援をしていたというものが、これからは在宅に向けての、地域に根差した中で在宅支援の程度をわかりやすく、支援をしていくという形の文言の変更だと思っておりますが、基本的には自立支援法から総合支援法に変わっていったということは、ここにもありますけれども、地域社会における共生、ここが大きなポイントというようなことで、地域における支援をしていきながら……地域で支援をしていくというのが大きなところだというふうに思っています。程度を分けるのではなくて、いろんな意味で総合的に支援をしていきますよということの文言の変更かなというふうに思います。

以上です。

○議長（野中嘉之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第29号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

○議案第30号 町有財産の取得について

○議長（野中嘉之君） 日程第12、議案第30号 町有財産の取得についてを議題とし、町長より提案理由の

説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第30号であります。町有財産の取得ということであります。

本案につきましては、板倉町新庁舎建設事業に伴う建設用地を新たな町有財産として取得するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。

場所につきましては板倉町大字板倉字入ノ山2681番地の7ほか31筆、面積は1万4,449.39平米、地目は宅地、一部ですが宅地、田及び畑、取得予定価格は7,719万8,818円、契約の相手方は山口氏ほか22名、取得予定年度は平成26年度、今年度いっぱいでございます。

以上、ご報告を申し上げながら、審議をいただければと思っております。よろしく願います。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより議案第30号について質疑を行います。質疑ありませんか。

荻野美友君。

○11番（荻野美友君） 11番、荻野です。ちょっと関連があると思いますので、お聞きしたいと思います。

土地のあれについてはスムーズになっているということで結構だと思うのですが、宅地の方がよその宅地へ恐らく移るようになると思いますよね、宅地あるいは自分の好きなところへ。探していると思うのです。それがスムーズに見つかればいいと思うのですが、農地のところがいいなんていうこともあると思いますし、また現在の宅地が300平米あって、違うところは400平米欲しいだとかということもあると思います。そういう場合は、300平米は同じ単価で大体あれするような気もするのですが、100平米分は自分で出すとか、宅地ではない農地のところへぜひつくりたいという場合はなかなか許可がおりないというのが多々あると思うので。と申しますのは、うちのほうで国道354号が当たりまして、うちが建って、その人が出たいところが農地だということではなかなか許可がおりないとか、また違うところでもいいといたらそこは、何か兄弟が1人行方不明で判こがもらえないので、なかなかこれも難しいというようなこともあるので、その辺のことが、うまくいっていると思うのですが、その辺のことをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 地目もご報告のとおり、あるいは契約の相手方も23名ほどということで、それぞれさまざまな相手との条件のすり合わせがございます。町で持っている、俗に言う条例の範囲内でご理解をいただいて契約に至れるという見通しがついたものですから、取得をしたいということでありまして、今ご指摘のあったもの等々については、23名については双方の合意が形成されたと、そういうことでございまして、心配ご無用でございます。

○議長（野中嘉之君） ほかに質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。
これより議案第30号について採決いたします。
原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

- 議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。
よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

○議案第31号 工事請負契約の締結について

- 議長（野中嘉之君） 日程第13、議案第31号 工事請負契約の締結についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。
町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

- 町長（栗原 実君） 同じく議案第31号になります。工事請負契約の締結についてであります。
本案につきましては、平成26年度社会資本整備総合交付金事業町道1-9号線、いわゆる八間樋橋関連の関係であります。道路改築工事に伴う請負契約の締結に当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。
第96条第1項第5号の規定というのは、工事の一定額を超えたものについては議会の議決を必要とするということでありまして、一定額を超えているというものについてでございます。
以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。
これより議案第31号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。
これより議案第31号について採決いたします。
原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

- 議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。
よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

○議案第32号 平成26年度板倉町一般会計補正予算（第3号）について

議案第33号 平成26年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第34号 平成26年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第35号 平成26年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（野中嘉之君） 日程第14、議案第32号 平成26年度板倉町一般会計補正予算（第3号）から日程第17、議案第35号 平成26年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）までの4議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） それでは、提案理由を申し上げます。議案第32号から議案第35号までは、平成26年度の各会計の補正予算でありますので、一括して説明をさせていただきたいと思っております。

初めに、議案第32号 平成26年度板倉町一般会計補正予算（第3号）についてであります。本案につきましては、3回目の補正予算であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,738万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を57億8,626万6,000円とするものであります。

歳入につきましては、国庫支出金に1,037万4,000円、県支出金に2,917万円、財産収入に42万3,000円、寄附金に100万円、繰入金に948万円、繰越金に2,241万4,000円、諸収入に22万円をそれぞれ追加し、町債を570万円減額をするものでございます。

歳出につきましては、議会費に3万4,000円、総務費に1,157万8,000円、民生費に908万4,000円、農林水産業費に1,274万3,000円、商工費に23万円、土木費に420万円、教育費に3,039万7,000円をそれぞれ追加し、衛生費を88万5,000円減額するものでございます。

以上、平成26年度板倉町一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

次に、議案第33号 平成26年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,415万9,000円とするものでございます。

歳入につきましては、繰入金に33万1,000円、繰越金に10万円を追加するものであります。

歳出につきましては、総務費に21万9,000円、諸支出金に10万円をそれぞれ追加するものでございます。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

次に、議案第34号 平成26年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,413万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億8,221万6,000円とするものであります。

歳入につきましては、繰入金に33万1,000円、繰越金に2,380万7,000円を追加するものであります。

歳出につきましては、総務費に33万1,000円を、諸支出金に2,380万7,000円をそれぞれ追加するものでございます。

以上が、国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

次に、議案第35号 平成26年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ938万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,904万8,000円とするものでございます。

歳入につきましては、支払基金交付金に212万9,000円、繰越金に2,615万6,000円をそれぞれ追加し、繰入

金から1,890万2,000円を減額するものでございます。

歳出につきましては、総務費に157万3,000円、諸支出金に781万円をそれぞれ追加するものでございます。

以上、平成26年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

以上、一連で説明申し上げましたが、特別な課長の説明は予定をしておりません。一括してご審議をいただきますように、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第32号から議案第35号までの4議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審査することとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号から議案第35号までの4議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○認定第1号 平成25年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成25年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成25年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成25年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成25年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成25年度板倉町下水道事業会計決算認定について

○議長（野中嘉之君） 次に、日程第18、認定第1号 平成25年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第23、認定第6号 平成25年度板倉町下水道事業会計決算認定についてまでの6議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 認定第1号から認定第6号までは、過年度平成25年度各会計の決算認定であります。議長の指示どおり、一括して説明させていただきますので、よろしくお願ひします。

初めに、認定第1号 平成25年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。

平成25年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定についてでございますが、当初予算額は歳入歳出ともに51億2,400万円でありました。4回の補正予算や前年度からの繰越明許費を含めた最終予算現額は58億7,675万2,000円となりました。この予算現額に対する歳入決算額として61億1,057万232円、率にして104%、歳出決算額として54億5,046万1,828円、パーセントにして92.7%となり、歳入歳出差し引きとして6億6,010万8,404円の繰り越しとなったところであります。

また、翌年度への繰り越し財源2,902万7,000円を差し引いた実質収支額は6億3,108万1,404円となりました。歳入決算額においては、自主財源である町税は19億6,595万3,000円で、前年度より2,571万2,000円の増額であり、歳入全体の割合として32.2%でありました。

地方交付税は15億278万5,000円で24.6%、特定財源である国庫支出金並びに県支出金合わせて7億5,374万

4,000円で12.3%、町債は3億7,300万円で6.1%となり、歳入合計といたしましては、前年に比べ9,894万2,000円の増額となりました。

歳出決算額における目的別での主な割合として、民生費は15億3,868万8,000円で28.2%、総務費は11億5,022万2,000円で21.1%、土木費は5億7,699万円で10.6%、教育費は5億3,496万9,000円で9.8%、公債費は4億7,276万8,000円で8.7%となっております。歳出合計といたしましては、前年に比べ5,475万2,000円の増額となりました。

また、平成25年度一般会計における主要施策の成果につきましては、別添のとおりでございます。今後においても、国、県との信頼関係を維持しつつ、住民の視野に立った財政運営に取り組み、各般にわたる重要施策、課題の推進を限られた財源で重点的かつ効率的に活用を図っていきたくと考えております。

最後に、平成25年度の事業が遂行できましたことは、議会を初め、皆様方のご協力とご理解のたまものであったというふうに思っております。お礼かたがた、以上申し上げまして、平成25年の一般会計歳入歳出決算の説明といたしたいと思っております。

次に、同じく認定第2号であります。平成25年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

本町も含め、我が国は今後さらに高齢化が進行することは必至であり、医療費適正化を図っていくことが課題として挙げられております。これを受けて、健康づくりの観点から、各種保健指導事業や疾病予防対策等を引き続き推進してまいりました。

平成25年度決算につきましては、歳入総額1億3,387万7,337円に対しまして、歳出総額は1億3,010万9,072円でありました。歳入歳出差し引き残額は376万8,265円となり、実質収支額も同額ということでございます。

今後とも後期高齢者医療制度加入者の健康保持を促進するとともに、年々増加する医療費の抑制に努め、健やかな長寿を確保するため、疾病の予防や健康づくりのための、保健センターを拠点にいたしまして、各般にわたり施策を総合的に推進し、医療費抑制に一層の努力をしてまいりたいと考えております。

なお、事業の成果及び概要については、別添の特別会計における主要施策の成果についてのとおりでございます。

次に、認定第3号 平成25年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

国民健康保険は、少子高齢化や医療技術の高度化等による医療費の増加及び経済状況などの悪化による保険税収入の低迷や、さらには国保制度の構造的課題や制度疲労を抱えていることから、厳しい状況にございます。

平成25年度は、保険給付事業を主としながらも、保険制度などの広報活動の実施、特定健康診査の受診率向上を目的に未受診者への勧奨通知発送、さらには医療費適正化事業といたしまして、人間ドックの補助事業、医療費通知事業、診療報酬明細書点検及び保健センターによる保健指導事業など、医療費抑制による財政健全化を目的に努めてまいっているところであります。

決算につきましては、歳入総額20億6,550万1,519円に対しまして、歳出総額19億4,065万9,120円となり、差し引き残額1億2,484万2,399円となりました。実質収支も同額であります。

今後とも同じく加入者の健康保持をさらに促進させるために全力を挙げるとともに、医療費の抑制に努め、

健全財政の堅持を念頭に置きながら、努力をしてまいりたいというふうに思っております。

次に、認定第4号であります。平成25年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

板倉町におきましては、平成26年4月1日現在で高齢化率26.5%となり、寝たきり、認知症高齢者等の介護を必要とする人が年々増加しており、介護保険に寄せられる期待はますます大きくなってきておりますが、その反面、その持続性を大きく問われることにもなっておるのが現状と認識しております。

そのような状況の中、介護保険の本来の目的である自立支援に向けた取り組み及び介護給付費の適正化に向けた取り組みが大きな目標となっております。平成25年度の事業運営につきましては、それらを念頭に置き、介護保険事業に努めてまいっているところでございました。

平成25年度決算につきましては、歳入総額10億8,910万30円に対しまして、歳出総額10億6,294万3,273円でありました。歳入歳出差し引き残額は2,615万6,757円となり、実質収支額も同額でございます。

今後も自立支援に向けた取り組み、及び介護給付費の適正化の推進に努め、給付費の抑制を図りながら、健全財政の維持にお一層の努力をしてまいりたいというふうに考えております。

さらに続いて、認定第5号 平成25年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定であります。

下水道事業は、板倉ニュータウン事業の展開の遅れなどから歳入が伸び悩み、また施設建設から15年以上経過しているため、今後は施設の老朽化に伴う修繕費などの支出の増加が予想されるなど、財政的には非常に厳しい状況に置かれております。そのような中、平成25年度につきましても、水質浄化センターの適切な運転、維持管理を実施することで費用の抑制に努めつつ、事業の目的である生活環境の改善や公共用水域の水質保全などに努めてまいっているところであります。

歳入歳出決算につきましては、歳入が1億8,859万3,639円に対し、歳出が1億7,404万6,840円となり、差し引き残額1,454万6,799円でございます。

歳入の内訳は、下水道使用料及び手数料が4,903万8,675円、一般会計繰入金が1億2,000万4,000円、繰越金が1,935万4,353円、諸収入が19万6,611円でございます。

歳出の内訳は、下水道総務費が2,860万3,582円、管渠維持費が6,820円、水質浄化センター費が4,415万6,270円、公債費が1億124万168円でございます。

一般会計繰入金が1億2,000万4,000円ということでありまして、厳しさの状況を物語っております。今後も施設の適正な運転、維持管理を図りながら、費用の抑制に努めていきたいと思っておりますとともに、住宅の販売促進に、イコール収入増ということになりますので、さらに全霊を傾けてまいりたいと思っております。

さらに続いて、認定第6号 平成25年度板倉町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてであります。

当年度における収益的収支につきましては、総収益が3億769万1,262円に対しまして、総費用3億703万9,493円で、65万1,769円の純利益となりました。

次に、資本的収支につきましては、企業債収入2,800万円、工事負担金収入1,171万4,900円、収入総額3,971万7,900円に対し、支出総額は1億1,835万448円で、支出の内訳は、建設改良費に7,400万1,781円、企業債の償還金4,434万8,667円であります。

建設改良費の主なものにつきましては、老朽化した石綿セメント管の布設替え工事、浄水場のろ過機や電気施設の更新工事等を実施したものでありますし、また引き続きこれらについても実施をしていかなければ

ならないという現状もございます。

なお、資本的収入額が資本的支出に対し不足する額7,863万5,548円につきましては、内部留保資金等で補填をいたしております。

今後も水道事業の効率化を図り、長期的な安定給水に向け積極的に推進してまいります所存でございます。

以上、ご説明を申し上げます。認定第1号から6号までを一括しての説明でもありましたが、よろしくご審議の上、決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

○監査報告

○議長（野中嘉之君） 次に、各会計の決算監査が行われておりますので、監査結果の報告を監査委員に求めます。

監査委員、青木秀夫君。

[監査委員（青木秀夫君）登壇]

○監査委員（青木秀夫君） ご指名がございましたので、平成25年度の各会計決算についてご報告申し上げます。

平成25年度の各会計決算審査については、平成25年8月5日実施いたしました。なお、この件につきましては、高瀬監査委員ともども栗原町長にご報告申し上げます。

それでは、平成25年度板倉町の一般会計、後期高齢者医療特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び下水道事業特別会計並びに水道事業会計の歳入歳出決算について、審査に付された決算書及び附属資料等について、担当職員の説明を徴取し、計数の正確性、予算執行状況の適否について審査したので、その結果を報告いたします。

まず、審査の総括的意見から申し上げます。平成25年度においては、一般会計及び特別会計並びに水道事業会計を通じた決算は、計数に誤りがなく、適切な予算執行がなされていたものと認めます。

続いて、各会計別についてですが、詳細は提出した決算審査意見書のとおりですので、概要を申し上げます。

初めに、一般会計につきましては、歳入総額61億1,057万232円、歳出総額54億5,046万1,828円、歳入歳出差引額6億6,010万8,404円。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額1億3,387万7,337円、歳出総額1億3,010万9,072円、歳入歳出差引額376万8,265円。

国民健康保険特別会計につきましては、歳入総額20億6,550万1,519円、歳出総額19億4,065万9,120円、歳入歳出差引額1億2,484万2,399円。

介護保険特別会計につきましては、歳入総額10億8,910万30円、歳出総額10億6,294万3,273円、歳入歳出差引額2,615万6,757円。

下水道事業特別会計につきましては、歳入総額1億8,859万3,639円、歳出総額1億7,404万6,840円、歳入歳出差引額1,454万6,799円。

水道事業会計ですが、収益的収支は、水道事業収益3億769万1,262円、水道事業費用3億703万9,493円、

収支差引額65万1,769円となりました。

資本的収支は、資本的収入3,971万4,900円、資本的支出1億1,835万448円、差し引き不足額7,863万5,548円となっており、不足額については内部留保資金で補填されておりました。

以上、各会計とも非常に厳しい財政運営のもと、総体的には有効かつ適切な予算の執行によって、町民福祉の向上と地域社会の発展に努力されており、行政目的は大方達成されたものと評価いたしました。今後、地方分権、行財政改革を推進していく上で、これらの趣旨を十分認識し、健全な財政運営の堅持になお一層の努力を期待するものでございます。

以上で平成25年度の決算審査の概要を申し上げましたが、詳細につきましては議案書の最後に意見書がつづいてございますので、ごらんいただきたいと思います。なお、議員各位におかれましては、さらに十分なる検討をお願いし、監査報告といたします。

○議長（野中嘉之君） 監査報告が終わりました。

お諮りいたします。認定第1号から認定第6号までの6議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審査することとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第6号までの6議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○請願第2号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願について

請願第3号 新聞への消費税軽減税率適用を求める請願について

○議長（野中嘉之君） 日程第24、請願第2号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願について及び日程第25、請願第3号 新聞への消費税軽減税率適用を求める請願については、総務文教福祉常任委員会に付託の上、審査することとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認めます。

よって、請願第2号及び請願第3号は、総務文教福祉常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○散会の宣告

○議長（野中嘉之君） 以上をもちまして本日の議事日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日午前9時から一般質問を行います。

本日の本会議はこれをもって散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午前11時05分）